

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 35 号

令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第35条第1号に中段として次のように加える。

なお、保証証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。

第35条第1号に後段として次のように加える。

この場合において、契約の相手方は、当該保証証券を提出したものとみなす。
第52条に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により検査調書を作成しなかったときは、口頭又は任意の書式をもって契約の相手方に通知するものとする。

別記第6号様式（その6）第2条の2中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

別記第6号様式（その6）第14条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。